

佐賀県新規漁業就業者支援事業実施要領

平成27年4月20日 水産第201号

最終改正 令和8年3月24日 水産第4912号

第1 趣旨

漁業就業者は、漁家子弟後継者の減少に伴い、高齢化、減少の一途をたどり、これまで営まれてきた漁業や漁業集落の生活や文化などの維持が難しくなると予測されており、新規就業による担い手の確保が喫緊の課題となっている。

このような中、漁業集落機能の持続的発展のためにも漁業就業希望者、漁業研修中の研修生及び漁業研修修了者等に対して、短期の漁業体験の機会を提供し、漁業に対する適性などを確認することや高等水産講習所で必要な知識を学ぶ場を提供すること、漁業就業希望者を募集するためにPR活動を行うこと、新規漁業就業者及び指導漁業者の育成を行うこと、漁家の後継者の新規就業支援を目的とした研修を行うこと及び新しく漁業に独立就業した者に対して漁業に必要な経費の補助を行うことなどにより、漁業の担い手の確保及び育成の推進をより一層図るため、佐賀県漁業就業者支援協議会（以下、「協議会」という。）へ、当該事業の予算の範囲内において補助金を交付することとする。

第2 事業の実施主体

この事業の実施主体は協議会とする。

第3 事業の実施

1 実施基準

(1) 協議会作業部会等との連携

この事業を遂行するにあたっては、県・関係機関により組織される協議会作業部会及び新規就業希望者と十分に協議を行い、連携しながら事業を実施することとする。

2 実施計画

(1) 協議会は佐賀県新規漁業就業者支援事業実施計画書（別記様式第1号－1）

を作成し、知事に協議するものとする。

(2) 協議書は別記様式第1号とする。

第4 事業の内容等

佐賀県新規漁業就業者支援事業は、漁業就業希望者、漁業研修中の研修生及び漁業研修修了者等に対する短期の就業体験事業に加え、新規就業希望者が高等水産講習所で漁業に必要な免許の取得や知識を学ぶことのできる学ぶ給付金事業、新たに漁業への就業を希望する者への募集活動やPR活動を行う新規漁業就業者募集PR事業、新規漁業就業者及び指導漁業者の育成を図る新規漁業就業者・指導漁業者育成事業、漁家の後継者の新規就業支援を目的とした漁家後継者研修支援事業、長期研修を終え独立就業した新規就業者に対し、漁業に必要な経費の補助を行う新米漁師自立支援事業を実施することとする。なお、各事業に係る事項は下記により定めることとする。

1 新規漁業就業者支援事業

(1) 就業体験事業

(ア) 就業体験対象者：新規に佐賀県で漁業就業したい意思を有する者、漁業研修中の者、漁業研修を修了した者（修了後5年以内）及び漁業研修を受けずに新規に漁業に就業した者（就業後5年以内）であり、新たな技術を習得する意思を有する者。

なお、漁業研修は国の長期研修事業のことを指す。

(イ) 就業体験受入漁家：県内の漁協に正組合員として所属する漁業者、漁業会社及び漁協を指し、協議会が認める者。

(ウ) 日当について：就業体験対象者に対する日当は1日当たり6,250円を支払うものとする。

(エ) 報償費について：就業体験受入漁家に対する報償費は1日あたり12,000円を支払うものとする。

(オ) 実施方法：協議会は漁業体験事業を実施し、漁業体験実施状況を県へ報告すること（別記様式第2号）。

(2) 学ぶ給付金事業

(ア) 事業対象者：国の長期研修を修了後5年以内、または研修中の者であり、漁業に関する知識や資格を習得したい意思を有する者。

(イ) 給付金について：研修は高等水産講習所の通常座学である1日当たり

5 時間（50 分授業、10 分休憩の 5 コマ）の勉強を基本とし、1 日当たり 6, 250 円の給付を行うものとする。ただし、病気等やむを得ない場合であって、協議会が認める場合は、研修時間に応じて 1 時間当たり 1, 250 円の給付をできるものとする。その他の事項については別添ガイドラインに基づくものとする。

（ウ）実施方法：協議会は学ぶ給付金事業を実施し、研修状況を県へ報告すること（別記様式第 3 号）。

（3）新規漁業就業者募集 P R 事業

（ア）事業内容：新規漁業就業希望者を増加させるために、漁業の魅力を発信する P R 動画の作成・公開やパンフレット等の作成・配布を行うこととする。

（イ）実施方法：協議会は新規漁業就業者募集 P R 事業を実施し、P R 事業実施状況を県へ報告すること（別記様式第 4 号）

（4）新規漁業就業者・指導漁業者育成事業

（ア）事業内容：新規漁業就業者及び指導漁業者の育成を行い、研修のより効果的・効率的な実施を図るため、新規漁業就業者（希望者を含む）及び指導漁業者（候補者を含む）に対して講習・研修等を実施すること

（イ）実施方法：協議会は事業を実施し、実施状況を県へ報告すること（別記様式第 5 号）

（5）漁家後継者研修支援事業

（ア）対象者：新たに漁業就業意欲がある漁家の後継者。

（イ）受入漁家：対象者と 3 親等以内で、県内の漁協に正組合員として所属する漁業者を指し、協議会が認める者。

（ウ）研修費：研修対象者に対し、10 万円/月を支払うものとする。

（エ）実施方法

ア 協議会は漁家後継者研修支援事業実施計画を、支援対象者毎に、県へ報告すること（別記様式第 6 号）

イ 協議会は漁家後継者研修支援事業実績報告を、支援対象者毎に、県へ報告すること（別記様式第 7 号）

ウ 支援対象者が補助金の受給を中止する場合、協議会は、中止届（別記様式第8号）を県へ提出し、補助金の交付を中止する。

（オ）その他については別添ガイドラインに基づくものとする。

2 新規漁業就業者支援事業（投資）

（1）新米漁師自立支援事業

（ア）事業対象者：国の独立型または実践型長期研修を修了後、漁業に独立就業した者であり、独立就業後3年以内の者。なお、3年以内に補助対象1年目を向かえた者は、最長3年間継続できるものとする。

（イ）補助金について：補助金は、漁業にかかる経費や漁具等の購入費用を対象とし、1年目は最大100万円/年、2年目は最大80万円/年、3年目は最大60万円/年の補助を行うものとする。その他の事項については別添ガイドラインに基づくものとする。

（ウ）実施方法

ア 協議会は新米漁師自立支援事業実施計画を、自立支援対象者毎に、県へ報告すること（別記様式第9号）

イ 協議会は新米漁師自立支援事業実績報告を、自立支援対象者毎に、県へ報告すること（別記様式第10号）

ウ 自立支援対象者が補助金の受給を中止する場合、協議会は、中止届（別記様式第11号）を県へ提出し、補助金の交付を中止する。

第5 県の助成

知事は、当該事業の予算の範囲内において、この事業の実施に必要な経費のうち、別に定めるところにより助成するものとする。

第6 その他

この事業の実施につき、必要な事項についてはこの要領に定めるもののほか、知事が定めるものとする。

附 則 （平成27年4月20日付け水産第201号）

この要領は、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則 （平成29年3月31日 水産第3215号）

この要領は、平成 29 年度分の補助金から適用する。

附 則 （平成 30 年 3 月 30 日付け水産第 2939 号）

この要領は、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則 （平成 31 年 3 月 29 日付け水産第 3327 号）

この要領は、平成 31 年度分の補助金から適用する。

附 則 （令和 2 年 3 月 31 日付け水産第 3573 号）

この要領は、令和 2 年度分の補助金から適用する。

附 則 （令和 3 年 2 月 10 日付け水産第 3308 号）

この要領は、令和 2 年度分の補助金から適用する。

附 則 （令和 3 年 3 月 29 日 水産第 3999 号）

この要領は、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則 （令和 4 年 3 月 31 日 水産第 5051 号）

この要領は、令和 4 年度分の補助金から適用する。

附 則 （令和 5 年 3 月 31 日 水産第 5243 号）

この要領は、令和 5 年度分の補助金から適用する。

附 則 （令和 7 年 3 月 12 日 水産第 4864 号）

この要領は、令和 7 年度分の補助金から適用する。

附 則 （令和 8 年 3 月 24 日 水産第 4912 号）

この要領は、令和 8 年度分の補助金から適用する。